

不利益処分

処 分 名	市営住宅駐車場使用決定の取消し
根 拠 法 令	奄美市営住宅管理条例69条
所 管 課	建築住宅課

1 処分基準

(1) 処分の内容

市営住宅駐車場の使用の決定を取消す。

(2) 処分の要件

次のいずれかに該当するとき。

ア 不正の行為により使用許可を受けたとき。

イ 使用料を3か月以上滞納したとき。

ウ 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。

エ 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

オ 第61条に規定する駐車場の使用者資格を失ったとき。

カ 第63条第2項に規定する駐車場の使用許可の条件に違反したとき。

キ 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。